

消毒薬について

消毒薬の設置場所と適した消毒薬の種類

場所・対象・用途	消毒薬の例
衛生管理区域内・ 家きん舎	家きん舎内散布、器具、車両、踏込消毒槽
	家きん舎内散布、前室、地面
	家きん舎の出入り口
	衛生管理区域内トイレ、休憩所等
事務所	出入口(噴霧液、マット)、器具、車両
	事務所周辺、駐車場、地面
	事務所の入り口
	事務所のトイレ等

畜産用の消毒薬は、いずれも鳥インフルエンザウイルスに効果があります

消毒薬の種類	商品名	希釈倍率	希釈後の金属腐食性
逆性石けん	ロンテクト	500倍～2000倍	ほとんどない
	パコマ	500倍～2000倍	
	クリアキル100	500倍～2000倍	
	アストップ	500倍～2000倍	
塩素系	アンテックビルコンS	500倍～2000倍	少しある
	クレンテ	300倍～3000倍	
	スミクロール	100倍～1000倍	
ヨウ素系	ファインホール	200倍～800倍	少しある
	バイオシッド30	500倍～1000倍	
	ポリアップ16	2000倍～5000倍	
アルデヒド系	エクスカット25%・SFL	200倍～1000倍	ほとんどない
	グルタプラス	160倍～800倍	
オルソ剤	オーチストン	100倍～500倍	少しある
	ゼクトン	100倍～500倍	
アルコール	タナベゾール	30倍～200倍	ほとんどない
	消毒用エタノール	そのまま使用する	
過酢酸	ビネパワー	600倍(踏み込み消毒)	少しある
	消石灰	そのまま散布(500g～1kg/m ²)	
その他	水酸化ナトリウム	50倍溶液にする	
	炭酸ナトリウム	25倍溶液にする	

※表の希釈倍率はすべての利用用途に対する希釈倍率を表記しております
※消毒薬の取扱い時には、必ず利用用途に応じた希釈倍率で使用ください

消毒薬の力を
最大に引き出し
ましょう

逆性石けん
温度が低いと効果が下がりますので、冬は500倍希釈を基本にしましょう。

消石灰
消石灰は水分と混ざり高pH(アルカリ性)となることで消毒効果が発揮されます。農場敷地等へ毎週散布しましょう。



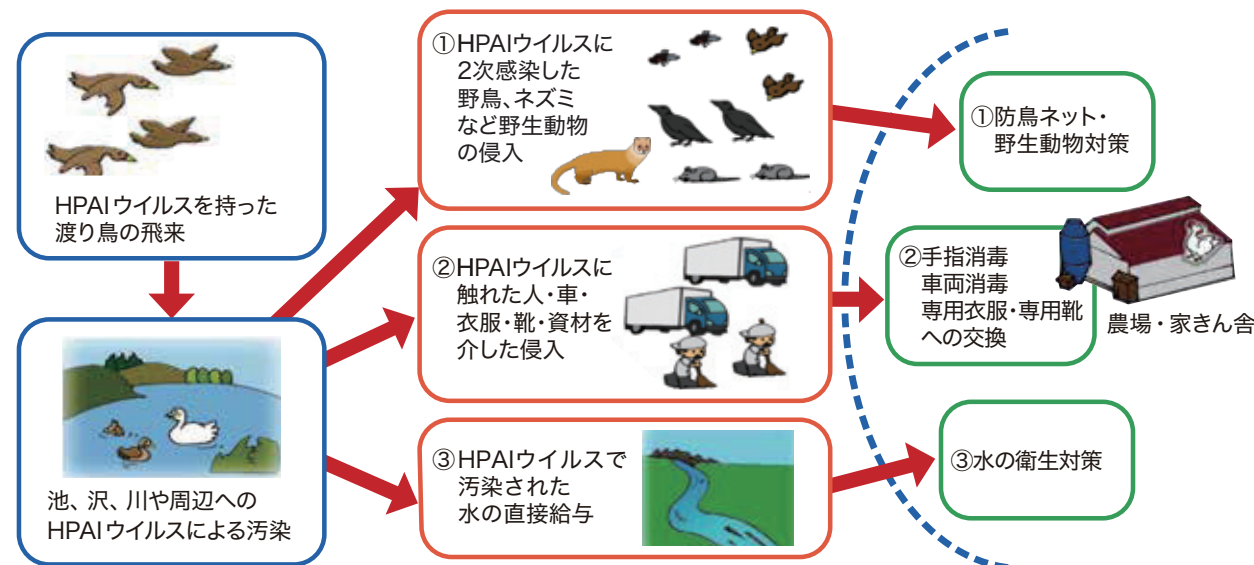
養鶏生産者 関係者の皆様へ

昨シーズンの国内の高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生規模は過去最大となりました。今シーズンも野鳥でA型鳥インフルエンザが検出されています。引き続き注意が必要です。

生産者・関係者みんなの総力で拡大を食い止め 日本の養鶏産業を守りましょう！

農場・家きん舎への高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)ウイルス侵入経路

渡り鳥によって国内に持ち込まれたHPAIウイルスが様々なルートで農場に侵入する可能性があります。農場・人・物・車両の消毒等を徹底して、家きん舎にHPAIウイルスを持ち込まない対策をお願いします。



お願い

- ① 防鳥ネット、野生動物対策
- ② 手指消毒、車両消毒、専用衣服・専用靴への交換
- ③ 水の衛生対策
- ④ 異常な鶏の早期発見、発見したら直ちに家畜保健衛生所へ連絡・通報

お問い合わせはお近くのJAグループまで

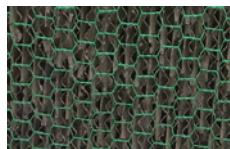
JA / 経済連 / 全農 / くみあい飼料(株) / (株)科学飼料研究所 / 全農畜産サービス(株)

JA全農グループ

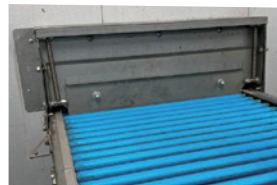
主な防疫対策のポイント

1 防鳥ネット、野生動物対策

- ①農場、家きん舎周囲の枝の剪定、除草を定期的に行う
- ②家きん舎周囲の整理整頓、家きん舎の補改修(すき間対策等)を行う
- ③家きん舎、飼料庫、堆肥舎等周囲に防鳥ネットを設置する(網目は2cm以下)(R3.10月施行)
- ④バーコンベアーや除糞ベルト等家きん舎開口部の常時閉鎖、使用時のみの開放を行う
- ⑤ネズミ対策としてトラップ設置、殺そ剤の散布を行う



防鳥ネットの設置



バーコンベアーシャッターの常時閉鎖、使用時の開放

2 衛生管理区域への病原体侵入防止

- ①衛生管理区域出入りの際の手指消毒、専用靴・専用衣服を使用する衛生管理区域内外の靴・衣服が交差しない様、動線管理を徹底する
- ②車両の消毒は衛生管理区域の出入り口付近で消毒ゲートや高圧洗浄機等を用いて消毒する
- ③衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用フロアマットの使用、その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を徹底させる



手指消毒



専用靴・衣装



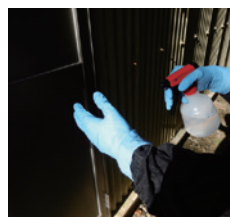
高圧洗浄機によるタイヤの消毒



高圧洗浄機によるタイヤハウスの消毒

3 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

- ①家きん舎ごとに手指消毒または専用手袋、専用靴の着用を徹底する家きん舎内外の靴が交差しない様、動線管理を徹底する



家きん舎ごとの手指消毒



各家きん舎専用長靴への履き替え

4 水の衛生対策

- ①池や沢の水はそのまま使用せず、塩素消毒を行って使用する
- ②井戸水も飲水に適さない場合は、塩素消毒を行う
- ③塩素消毒を実施する場合、定期的に塩素濃度を測定する

飼養衛生管理マニュアル策定、周知徹底(R4.2月施行)

マニュアル作成時の注意事項(獣医師等の意見を反映させる)

- ①飼養衛生管理基準に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること
- ②獣医師等の専門家の意見を反映させること
- ③従事者や外部事業者がマニュアルを遵守するよう冊子の配布・掲示等すること
- ④家きんの伝染性疾病の発生及びまん延防止に関する情報を従事者や外部事業者に周知徹底すること

高病原性鳥インフルエンザ予防対策チェックリスト

I. 家畜防疫に関する基本的事項		チェック
1	自らが飼養する家きんの伝染性疾病の発生予防やまん延防止に関する情報を把握している	
2	自らの農場の防疫体制および飼養衛生管理に関する飼養衛生管理マニュアルを作成し、従事者等へ周知徹底している(R4年2月施行)	
3	衛生管理区域を設定し、同区域に立ち入った者の記録(氏名、日時、消毒実施の有無等)を保管している	
4	農場ごとに担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該農場において飼養する家きんの健康管理指導を受けている	
5	家きん舎ごとのに担当の飼養衛生管理者を配置している(大規模所有者の場合:10万羽/人が上限)	
6	埋却地又は焼却施設を確保している【代替措置(焼却施設との事前の協定締結、移動式レンダリング装置の活用準備等)について都道府県と共同して対応】(R3.10.1～採卵鶏50万羽以上、肉用鶏20万羽以上、R4.10.1～:左記未満)	
7	大規模農場では特定家畜伝染病が発生した場合の対応計画を事前に策定している(R3.10.1～:採卵鶏50万羽以上、肉用鶏20万羽以上、R4.10.1～:採卵鶏20万羽以上50万未満)	
II. 衛生管理区域への病原体の侵入防止		チェック
1	衛生管理区域へ必要のない者の立ち入りを制限している	
2	衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、出入りする人の手指消毒等を行わせている	
3	衛生管理区域専用の衣服・靴を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に着用させている(上から着用する紙つなぎ・ブーツカバーでも可)	
4	衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、出入りする車両の消毒を行わせているまた、衛生管理区域に車両を入れる際は当該農場専用のフロアマットを使用させている	
5	水道水以外の水を使用する場合は消毒している	
III. 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止		チェック
1	家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、家きん舎に立ち入る者に対して、手指の洗浄および消毒をさせている(専用手袋着用可)	
2	家きん舎ごとの専用の靴を設置し、着実に使用させている(ブーツカバーでも可)	
3	野生動物の侵入防止のため、家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に防鳥ネット(網目の大きさが2cm以下)を設置し、定期的に破損状況を点検し、破損箇所は遅滞なく修繕している(R3.10月施行)	
4	給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入を防止している	
5	ねずみ・害虫の駆除を定期的に行っている	
6	バーコンベアーや除糞ベルト等は常時閉鎖、使用時のみの開放、家きん舎施設の都度の補修(すき間対策等)を行っている	
7	衛生管理区域内(家きん舎含む)の整理整頓および消毒を行っている	
8	飼養する家きんの健康観察(健康状態、ふ化及び死亡状況)を毎日行っている	
IV. 異状が認められた場合の早期通報の備え		チェック
1	特定症状が確認された場合や死亡鶏が増えた場合は、管轄の家畜保健衛生所に早期通報することを理解している	

【本病を疑う特定症状】

・鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等
・5羽以上の鶏がまとまって死亡またはうずくまっている

【死亡多発】

・同一家きん舎にて1日の死亡率が過去21日間の平均の2倍以上になっている